

自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、_____自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、_____に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づき地元消防団の協力を得て、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等、応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、_____内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 若干名（内1名は、防災士を充てることができる。）
- (3) 幹 事 若干名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災士は、資格のあるものに限る。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。特に防災士は、会長の指示に基づき、訓練の企画立案等を行うものとする。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

(会 議)

第 8 条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総 会)

第 9 条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第 10 条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第 11 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
 - (5) その他必要な事項。

(班)

第 12 条 本会に、防災計画による若干の班を置く。

- 2 各班に、班長及び副班長を置く。
- 3 班長および副班長は、原則として、幹事の中から選ばれる。
- 4 班長および副班長の任期は、第 6 条第 3 項の例による。

付 則

この規約は、令和_____年_____月_____日から実施する。

() 自主防災会 防災計画

令和 年 月 日現在

編成および
任務分担

会長
TEL

副会長
防災士
TEL

TEL

幹事
TEL

警戒班
危険箇所のパトロール.....

班長 班員
TEL
副班長
TEL

情報班
情報の収集・伝達.....

班長 班員
TEL
副班長
TEL

消火班
消火器等による消火.....

班長 班員
TEL
副班長
TEL

救出救護班
負傷者の救出救護.....

班長 班員
TEL
副班長
TEL

避難誘導班
住民の避難誘導等.....

班長 班員
TEL
副班長
TEL

給食給水班
給食給水活動.....

班長 班員
TEL
副班長
TEL

予想される
災害

暴風 豪雨 洪水 高潮 地震 津波 地すべり
その他の大規模災害
(地域の危険箇所)

避難場所

(公園) (学校)

医療機関

(病院 TEL)

緊急連絡先

消防署 TEL
消防団 TEL
警察署 TEL
市役所 TEL